

岸和田市障害者等相談支援事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、「岸和田市障害者等相談支援事業業務委託」に係る契約の相手方となる受託候補者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

- | | |
|----------|-------------------------------|
| (1) 業務名 | 岸和田市障害者等相談支援事業業務委託 |
| (2) 業務内容 | 別紙「岸和田市障害者等相談支援事業業務委託仕様書」のとおり |
| (3) 契約期間 | 契約日から令和4年3月31日まで |

3. 委託上限額

委託料の上限は1圏域につき以下のとおりとする。

・業務準備期間（契約日から令和3年9月30日）

657,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

・業務期間（令和3年10月1日から令和4年3月31日）

3,942,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

また別途担当圏域内に事業所を置く際、事業所賃借料が必要な場合、賃借料の補助上限 $70,000 \times 7\text{か月分} = 490,000\text{円}$ とする。なお、他の事業と共同で開設する場合、当該事業所が負担する賃貸借契約書賃料の面積按分により補助するものとする。

4. 募集圏域及び担当地域

(1) 募集圏域は以下のとおりとする。1法人につき、2圏域まで申し込み可とする。ただし、申し込みは「6. 参加資格」における各要件を満たし、確実に担当可能な圏域を申し込むこと。なお、各圏域における手帳所持者数・自立支援医療（精神通院）利用者数は別表のとおり。

	圏域	担当地域	
1	岸和田北部 地域	春木校区	春木泉町、春木南浜町、春木北浜町、春木本町、春木大小路町、春木元町、春木中町、春木若松町、春木宮川町、春木宮本町、春木大国町、新港町
		城北校区	春木旭町、吉井町
		新条校区	中井町、荒木町
		大芝校区	松風町、戎町、八幡町、磯上町、木材町
2	牛滝の谷地域	山直北校区 (※1)	今木町（410番地は除く）、田治米町（250番地は除く）、岡山町、三田町

	城東校区	田治米町250番地、摩湯町、東ヶ丘町
	山直南校区	包近町、山直中町、稻葉町、積川町、岸の丘町
	山滝校区	内畠町、大沢町

(※ 1) の山直北地区は、久米田地域及び牛滝の谷地域で分けて担当する。

5. プロポーザル実施スケジュール

日 程	内 容
令和3年7月13日（火）	公募開始
令和3年7月19日（月）	質問書の締切
令和3年7月21日（水）	質問書の回答（岸和田市ウェブサイト内で公表）
令和3年7月30日（金）	参加申込書類及び企画提案書の提出締切
令和3年8月12日（木）	プレゼンテーション等
令和3年8月13日（金）	プレゼンテーション等予備日
令和3年8月中旬から下旬	選定結果の通知

6. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、令和3年4月1日現在、法人格を有し、かつ、次の要件を全て満たしている者で次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 令和3年度「業務委託指名競争入札参加資格登録業者名簿」に登録され、競争入札参加者の資格を得ている者であること。ただし競争入札参加資格のない者は法人の登記事項証明書等で確認する。
- (2) 参加申込書の提出日において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「障害者総合支援法」とする）第51条第19項に規定する指定一般相談支援事業所または、「障害者総合支援法」第51条第20項に規定する指定特定相談支援事業所の指定を受けていること。なお、指定特定相談支援事業所のみの指定事業所が、委託相談支援事業所として選定された場合、選定後速やかに指定一般相談支援事業所の新規申請（「地域移行支援」及び「地域定着支援」）を行い、その申請書の写しを令和3年9月30日までに提出できること。
- (3) 委託相談支援事業所を直営できる法人であること。
- (4) 「障害者総合支援法」第77条第1項第1号から第3号までの事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施できる法人であり、政治活動・宗教活動を主たる目的としていないこと。
- (5) 岸和田市広域事業者指導課、泉佐野市広域福祉課が管轄する8市4町（岸和田市、泉州大津市、貝塚市、和泉市、高石市、忠岡町、泉佐野市、阪南市、泉南市、熊取町、田尻町、岬町）に本店、もしくは支店があり、市内2圏域の担当圏域内において本事業開始日までに委託相談支援事業所を設置・運営できること。

- (6) 岸和田市障害者等相談支援事業業務委託仕様書による職員の配置ができること。
- (7) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (8) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定により、なお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命じられていない者であること。
- (9) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (10) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続きの決定を受けた者については、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合については、この限りでない。
- (11) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続き開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。
ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合については、この限りでない。
- (12) 岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 25 年 10 月 1 日施行）に基づく入札等除外措置を受けていない者であること。
- (13) 岸和田市指名競争入札指名停止要綱（平成 25 年 4 月 1 日施行。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止期間中にある者でないこと。
- (14) 市町村民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

7. 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒596-8510 岸和田市岸城町 7-1

岸和田市福祉部障害者支援課 相談担当

電話 072-447-6078 FAX 072-431-0580

メールアドレス shougais@city.kishiwada.osaka.jp

(2) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書及び岸和田市財務規則等を理解した上で、次の書類を提出すること。

ア. 参加申込書類

- a. 参加申込書（様式 1） 1 部
- b. 法人等概要書（様式 2） 1 部
- c. 法人の登記事項証明書 1 通
- d. 法人税、消費税・地方消費税の納税証明書 1 通
- e. 法人の完納証明書 1 通
- f. 財務諸表（貸借対照表、事業活動計算書（損益計算書にあたるもの）、資金収支計算書（キャッシュフロー計算書にあたるもの）、計算書類に対する注記など直近の決算にかかる決算書類） 1 通

※c・d・eは、発行日より 3 ヶ月以内、写し可（原本証明要）。ただし、令和 3 年度岸和田市競争入札参加資格者名簿に登録されている者は、提出不要とする。

イ. 企画提案書 11 部

- g. 企画提案書表紙(様式 3)
- h. 法人の概要（様式 4 ）
- i. 運営方針（様式 5 ）
- j. 事業計画（様式 6 ）
- k. 特定のテーマへの対応について（様式 7 ）

副本 10 部は正本と同一のもので、審査に使用するので提案する法人・事業所が判別できるような記載等は該当箇所を黒く塗りつぶすこと。

（3）書類提出期限、提出場所及び提出方法

ア. 提出期限 ※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

- ・参加申込書類 1 部及び企画提案書 11 部（正本 1 部、副本 10 部）
令和 3 年 7 月 30 日（金）午後 5 時まで

イ. 提出場所：（1）に同じ

ウ. 提出方法：以下のとおり提出すること。

- ・直接、障害者支援課に提出する場合

平日の午前 9 時から午後 5 時までとし、事前に障害者支援課へ電話にて来庁する日時を伝えること。

- ・郵送にて提出する場合

受け取り日時及び配達されたことが証明できる書留等を利用することとし、提出期限内に障害者支援課に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

8. 質疑・応答

- (1) 受付期間：公募開始日から令和3年7月19日（月）午後5時必着
- (2) 提出方法：別紙の質問書（様式8）により、以下のとおり提出すること。
 - (ア) ファクシミリ又は電子メールにて提出する場合
必ず電話等で送信した旨伝え、障害者支援課で着信したことを確認すること。
 - (イ) 郵送にて提出する場合
受け取り日時及び配達されたことが証明できる書留等を利用することとし、提出期限内に障害者支援課に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。
※電話又は口頭による質問は受け付けない。
- (3) 回答日時：令和3年7月21日（水）
- (4) 回答方法：質問書への回答は岸和田市ウェブサイト内に掲示し、個別には回答しない。

9. 企画提案書について

様式3～7（Word MS明朝10.5ポイント）を利用し作成すること。

10. 評価方法等

- (1) 評価基準
別紙1「評価基準」のとおり。
- (2) プレゼンテーション等の実施
企画提案書（様式3～7）に基づき、プレゼンテーション等を実施する。日時、場所については、別途通知する。プレゼンテーション等の出席者は管理者予定者含め3名以下とする。
またプレゼンテーション等は、1事業所あたり40分以内とし、冒頭25分以内で事業所からプレゼンテーション等を実施し、その後15分以内で岸和田市よりヒアリングを実施する。なお、上記の時間は入退室の時間、準備時間は含まない。
プロジェクター等の使用を希望する場合は、あらかじめ事務局に連絡すること。この場合、スクリーンのみ事務局が用意する。プロジェクター及びPC等は、提案者が用意すること。
- (3) 評価方法
企画提案書及びプレゼンテーション等について、評価基準に基づき、選定委員の採点により評価する。
- (4) 受託候補者の選定方法
 - (ア) 公募型プロポーザル方式により選定を行う。

- (イ) 定められた期間内に不備なく参加申込書類を提出した応募者に対して、選定委員会等において、書類審査及びプレゼンテーション等を行い、総合点が高得点の受託候補者から選定する。
- (ウ) (ア)、(イ) に関わらず、総合点が 120 点未満の場合は、受託候補者として選定しない。
- (エ) 選定後に受託候補者の辞退があった場合、次順位者に繰り上げる。ただし、(ウ) に該当するものは除く。
- (オ) 応募者が 1 者のみの場合も、選定を実施する。
- (カ) 複数の同得点者が生じた場合は、「特定のテーマへの対応について」の点数の高い者を上位とする。

(例) ○は申し込み後、選定された圏域とし、⊕は申し込み後、非選定の圏域とする。

	A 圏域	B 圏域
応募法人 1 位	○	
応募法人 2 位	⊕	
応募法人 3 位		○
応募法人 4 位		⊕

※応募法人の順位は、総合点の順位によるもの。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- (ア) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- (イ) 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- (ウ) 参考見積書の金額が 3. の委託上限額を超える場合
- (エ) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- (オ) 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合

11. 選定結果の通知・公表

受託候補者選定後、参加事業者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日の岸和田市の翌営業日に、下記項目を岸和田市ウェブサイト内において公表するとともに、障害者支援課において閲覧に供するものとする。

公表事項は、受託候補者の名称、法人名、選定された圏域名とする。

12. 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と岸和田市との間で、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 受託者は契約金額の 100 分の 10 の額の契約保証金を契約と同時に納付すること。
ただし、岸和田市財務規則第 123 条第 1 項各号に該当する場合は契約保証金を免除す

る。契約保証金免除申請書（様式9）か、履行保証保険契約証券（原本）を提出すること。

- (3) 委託料の支払いについては、11月に支払うものとする。
- (4) 選定された受託候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、契約予定金額の100分の10の額の違約金を納付すること。この場合、次順位者を受託候補者とする。

13. 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 岸和田市が必要と認める場合に追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は申し込む圏域に関わらず1事業所につき1案とする。

14. 情報公開及び提供

岸和田市は提案者から提出された企画提案書等について、岸和田市情報公開条例（平成12年3月21日条例第9号）の規定による請求に基づき、第三者に公開することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がある。

なお、本公募型プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

15. その他

- (1) 手書きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。
緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において、本公募型プロポーザルに要した費用を岸和田市に請求することはできない。
- (3) 参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに参加辞退書（様式10）を7.(1)あてに提出すること。
- (4) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、岸和田市が必要と認める場合には、岸和田市は、受託先にあらかじめ了承を得て、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- (5) 参加事業者は公募型プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (6) 本件実施後、契約締結前に受託候補者が指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合、または法令違反等が発覚した場合は契約できない。